

日本外交文書

大正十五年 第一冊

外務省

序

外務省では、明治維新以降のわが国外交の経緯を明らかにし、あわせて外交交渉上の先例ともなりうる基本的史料を提供する目的で、昭和十一年『日本外交文書』第一巻を公刊した。その後、戦争による中断はあったが、戦後、編さん事業を再開して、昭和三十八年には明治期の刊行を終え、大正期も近く完結の予定である。

また、このほか『日露戦争』、『ワシントン会議』等の特集を刊行し、さらに昭和期の編さんにも着手して『満州事変』の公刊をみるにいたった。

最近わが国をめぐる国際環境はいよいよ複雑多岐となってきたが、本書に収録された外交史料が対外交渉上の参考となり、また近代日本外交の歴史的研究に寄与することとなれば幸いである。

昭和五十五年三月

外務省外交史料館長

例 言

- 一、本書に収録された文書は、原則として外務省所蔵記録である。
- 二、これらの文書を編さんしてできた本書の各分冊は、本年度については次の要領で区分される。
第一冊 国際会議、日ソ関係その他
第二冊 日中関係、その他
- 三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は、それぞれの事項の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。
在外公館より本省宛電報については、発電日付を採用した。ただし発電日の不明なものは着電日を採用し、表題の日付の下に（着）を付した。
- 四、本書に収録された文書は、原則として原書の完全な再現であり、編さんに当って原書の改変、削除、簡略化などは行なわれていない。ただし明らかな誤字はこれを訂正した。
使用漢字については、固有名詞など特別な場合を除いては、当用漢字を用いることとした。
- 五、各分冊に当該分冊限りの日付順索引を付した。

目次

一	ドーズ案ニ基ツク年次支払問題	一
二	国際連盟理事増員問題	一六
三	国際連盟ニ於ケル軍備制限問題	七六
四	日仏通商航海条約改定交渉	一三三
	——インドシナ関税問題——	
五	日米外交関係雑件	一六四
六	カナダニ於ケル日本人移民制限問題	一七五
七	ソ連邦通商代表部設置問題	二四五
八	日ソ外交関係雑件	三〇三
九	日ソ間ノ利権交渉	三一八
	1 石油・石炭利権	三一八
	2 森林利権	三二四

- 一〇 日ソ漁業問題……………三四三
- 一一 独ソ中立条約問題……………四〇四
- 一二 ソ連邦外交関係雑件……………四四八
- 一三 東支鉄道問題……………四五八
- 一四 大正天皇崩御御関係……………五九六

付録 日本外交文書 大正十五年第一冊 日付索引

事項一 ドーズ案ニ基ツク年次支払問題

一 三月二十五日(着) 在仏国石井大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

ドイツ政府ヨリ同国民ニ対スル補償金ノド

ーズ年金ヨリ支払方ヲ仲裁裁判ニ付スベキ旨

申出ノ件

付記 昭和二年一月二十七日着在オランダ国三宅臨時

代理公使幣原外務大臣宛電報第八号

右補償金ノドーズ年金ヨリ控除方ノ可否ニ関ス

ル仲裁裁判開始ノ件

別電一 同年一月二十七日在オランダ国三宅臨時代理

公使幣原外務大臣宛電報第九号

右仲裁裁判ニ於ケルドイツ側ト賠償委員会側

ノ口頭弁論要旨

二 同年一月二十九日在オランダ国三宅臨時代理

公使幣原外務大臣宛電報第一一号

賠償委員会側勝訟ノ件

第九六号

陪案第四三八号

独逸政府ハ賠償委員会ニ対シ「ヴェルサイユ」會議ニ基キ

一 ドーズ案ニ基ツク年次支払問題 一

一九二四年九月以後其ノ国民ニ補償スヘキ金額ハ「ドウス」
年金ヨリ支払フ可キモノナリトノ意見ヲ提出シ委員会之ヲ
拒絶シタル処独逸ハ之ヲ仲裁裁判ニ付スヘキ旨ヲ申出テタ
ルヲ以テ近日仲裁約款ヲ決定スルコトナセリ独逸政府ハ
初メ第二六〇条及第二九七条(1)ノミヲ問題トセルモ最近ニ
至リ第七四条第一四五条第一五六条第二項及「ヴェルサイ
ユ」議定書第二項ヲモ列挙シ来リ茲ニ山東關係ノ問題ヲモ
生セル処本件仲裁手續ハ倫敦協定ニ基ク当然ノ結果ニシテ
本邦トシテモ日独間ニ特別ノ協定ヲ締結セル御意向無キ限
リ之ヲ進捗セシムル外ナシト存ス就テハ本邦ノ利益ヲ保護
スル為今後賠償委員会法律部ニ於テ本件ニ関セル抗弁書ヲ
起草スルトキハ本邦委員ヲモ参加セシメ又裁判所ニ於ケル
弁論(多分来年初頃海牙ニテ)ニ際シ本邦ニ於テ其ノ必要
ヲ認ムルトキハ賠償委員会ノ弁論人中ニ本件法律家ヲ加フ
ル様委員会書記長ト談合セリ尚賠償委員会法律顧問ハマサ
カ本件カ委員会ノ敗訴ニ帰スルコトナカル可ク万一新ノ如
キコトアレハ客年ノ大蔵大臣協定ハ根本的ノ改訂ヲ要スト